16年度から国民健康保険税の税率等が改定になります！

～国保が〝大ピンチ〟

国民健康保険（国保）は、加入している被保険者が病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、普段から応分の国保税を負担し、医療費に充てるための相互扶助の考えのもとに運営されている制度です。国保事業の現状としては、経済低迷や高齢化による被保険者の増加を受けて、医療費も年々増え続け、厳しい運営を余儀なくされています。そのため、医療費の増加に伴って、国保税の税率等改定が必要になりました。今回、その概要をお知らせします。詳しくは保険年金課国民健康保険係☎70・7732へ。

本来、国保制度は医療費の支払いに充てるための財源を、国や都などの公費による負担（50％）と保険税（50％）によって賄うとされています。しかし、現実は保険税の減収・不足を、市の一般会計から赤字財政補てんとしての繰り入れによって、収支を保っている状況です。

今までの問題点は？

国保税は、負担等能力に応じて算出される応能割（所得割・資産割）と受益者負担の意味合いから負担いただく応益割（被保険者均等割・世帯別平等割）の合算により計算されます。

現在の国保税は昭和62年以降大きな見直しがされておらず、少子高齢化が進み、年金収入の方が増える中で、この変化に対応した仕組みづくりが必要になっています。

《応能割》
- **所得割**＝世帯の所得に応じて計算
- **資産割**＝世帯で有している固定資産に応じて計算

《応益割》
- **被保険者均等割**＝世帯の被保険者数に応じて計算
- **世帯別平等割**＝世帯ごとに計算

結果として次の課題を抱えています。

●国保会計歳入の中で、国保税の占める割合が32・4％と低い。

●応能割に係る税額が高く設定され、中間所得層に重い負担が掛かる仕組みになっている。

●中間所得層の負担を緩和するために、一般会計から12億5千万円を超える額の赤字補てん（市民1人当たり約1万1000円）によって収支を保っている。会社の医療保険に加入しているサラリーマンの方にも、大きな負担をお願いしている状況です。

●賦課限度額が、国の基準（53万円）に比較して低く設定（50万円）されている。

国保税改定の考え方は？

市では、「国保税の税率等（医療分）の改定」について国民健康保険運営協議会へ諮問し、その答申を受けて昨年12月に開かれた第4回定例市議会に国保税条例の改正案を提案し、原案通り可決されました。

将来的にも、生産世代の減少と高齢化の進行に伴う受益世代の増加という社会構造の変化が進んでいく中で、現在のような中間所得層や会社の医療保険に加入している方へ、負担を転嫁する仕組みでは現実的に無理があり、応益割を国の基準に合わせて引き上げ、低所得者への軽減制度を拡充する仕組みに改めます。

16年度から具体的にどこが変わりますか？

1 国保税の税率等を次の通り改定します。

●応能割▽所得割税率を4・96％から3・96％へ▽資産割税率は現行のまま16％

●応益割▽均等割額は1万1600円から2万5800円へ▽平等割額は9600円から1万1000円へ▽賦課限度額は50万円から53万円へ

※国保税総額の中で、応能割と応益割との比率を現行の73対27から55対45の国の基準（応益割で45％以上）に移行し、法律等に基づく軽減制度の拡充を図ります。

2 所得の少ない方も、応分の応益割の国保税を負担することから、低所得者への軽減措置が制度化されています。新たに「2割軽減措置」を導入するなど、軽減制度を次の通り拡充します。

①軽減判定（控除前）所得が33万円以下の世帯▼改正前＝応益割に係る国保税の軽減を軽減→改正後＝7割を軽減

②軽減判定（控除前）所得が33万円＋（24万5000円×被保険者数）以下の世帯▼改正前＝応益割に係る国保税の4割を軽減→改正後＝5割を軽減

③軽減判定（控除前）所得が33万円＋（35万円×被保険者数）以下の世帯▼改正前＝応益割に係る国保税の軽減はありません→改正後＝応益割に係る国保税の2割を軽減

※新たに「2割軽減措置」を導入します。この軽減措置を受けるには、申請が必要になりますのでご注意ください。

3 16年度国保税は、総額で約2億3500万円、被保険者1人当たり平均約5500円の引き上げを見込んでいます。

改定後の国保税の試算例

国保税の税率等の改定による国保税額を次の通り例示しました。いずれも年税額です。介護保険に該当する方で軽減措置が適用されるときには、医療分に合わせ介護保険分も軽減措置が拡充されます。

【例1】65歳のお一人で加入の場合で公的年金による収入が170万円のとき▼改正前＝8400円（6割軽減）→改正後＝1万1000円（7割軽減）

【例2】68歳、65歳のご夫婦で加入の場合で公的年金による収入が250万円のとき▼改正前＝7万9900円→改正後＝8万5000円（2割軽減）

【例3】35歳、33歳、7歳のご家族3人で加入の場合で給与収入が350万円のとき▼改正前＝14万600円→改正後＝16万5200円

【例4】45歳、40歳、10歳、7歳のご家族4人で加入の場合で給与収入が500万円のとき▼改正前＝25万5000円→改正後＝28万1900円

【例5】58歳、55歳、25歳、22歳の4人で加入し、固定資産税（35万円）を有し、なお事業所得が1000万円のとき▼改正前＝58万円（賦課限度額50万円＋8万円）→改正後＝61万円（賦課限度額53万円＋8万円）

温泉で心身をリフレッシュ！

温泉につかって、日ごろの疲労や緊張をほぐし、心身ともリラックスしてはいかがですか？温泉には、血液やリンパ液の循環や代謝機能を促進する効果もあります。

市では、国保に加入している方への健康保持、増進を目的として、次の保健事業を実施しています。

▽**特約保養施設利用用補助**＝関東周辺のホテル、旅館等と契約を結び、1泊につき大人3000円、12歳以下2000円（年2泊を限度）の利用補助を実施しています。

▽**元気回復施設利用用補助**＝市内の一般公衆浴場（2カ所）と契約を結び、利用料金の半額（年5回を限度）を補助しています。

医療費を大切に！

医療費は、高齢化の進展や医療技術の進歩などを理由に、年々増え続けています。医療費の増加に伴って、保険税の負担も増えてしまいます。医療費を大切に。

【医療費を上手く使うポイント】①転医・重複受診はやめましょう（同じ検査の繰り返しは必要ありません）②時間外受診は必要なときだけに③かかりつけ医を持って定期的に健康診断を受けましょう（市健康課では各種検診を実施しています）⑤お薬は必要な分だけで大丈夫です

医療技術の進歩などを理由に、年々増え続けています。医療費の増加に伴って、保険税の負担も増えてしまいます。医療費を大切に。

これ以上の生産世代への転嫁は、厳しい状況です。健やかで安心して過ごせる生活はすべての人の願いです。時代の変化に対応し、将来に渡って安定した国保事業の運営ができるように、国保税の税率等を改定しました。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

国保事業の健全運営に向けて

70歳以上の被保険者は、6年度末は4973人（全体3万589人の16・5％）でしたが、14年度末では1万5011人（全体4万2511人の24・7％）と1万人を超えています。国保の被保険者の4人のうち1人が70歳を超えている状況で、今後も高齢化が進行していきます。これ以上の生産世代への転嫁は、厳しい状況です。健やかで安心して過ごせる生活はすべての人の願いです。時代の変化に対応し、将来に渡って安定した国保事業の運営ができるように、国保税の税率等を改定しました。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

冬の榛名へ行ってみよう！

姉妹都市・榛名町は、榛名山を背景に広がる群馬県中西部の中山間地帯に位置しています。榛名町の冬の楽しみ方を榛名湖の冬の風物詩を通して紹介します。ぜひこの冬、ご家族や友人と冬の榛名町を訪れてみませんか。

★スケート

標高1084㍍、東西1㌔㍍、南北1・8㌔㍍に広がる榛名湖。冬になると厚い氷に覆われ、アイススケートシーズンがやってきます。大自然に囲まれたリンクで思いっきり滑ってみませんか。

★ワカサギの穴釣り

スケートと並んで、もう一つの冬の風物詩、ワカサギの穴釣り。榛名湖にはった厚い氷に穴を開けてワカサギを釣り上げます。しっかりとした防寒対策があれば、誰でも楽しめます。

※最近は氷結する期間が短くなっていますので、お出掛けの際には榛名町商工観光課☎027・374・5115へお問い合わせください。

市では、榛名町の宿泊施設と契約を結び、2000円の利用料金を助成する「宿泊施設（一生涯度につき一人1泊を限度）」を発行しています。さらに、榛名町では交流施策として、東久留米市民が榛名町営施設「レークサイドゆうすげ」に宿泊する場合、500円を優待割引する「ふるさとの宿等施設利用券」を発行しています。

宿泊施設の利用料金を助成しま～す

●申し込み方法●

直接施設に予約をしてください。予約がとれたら、印鑑をご持参の上、生活安化課市民協働係（市役所2階）へ。窓口に「宿泊施設利用券」および「ふるさとの宿等施設利用券」を発行します。

詳しくは問係☎70・7738へ。

榛名町宿泊施設および標準利用料金

市外局番027　※大人は中学生以上、子供は小学生

施設名	電話番号	収容人数	部屋数	標準利用料金（4人1室利用・一人1泊2食）
"榛名湖温泉ゆうすげ元湯"	374・9211	96人	26室	大人7,500円から子供7,000円から
"ゆうすげ元湯コテージ"		1棟8人	5棟	1棟21,000円から（食事なし）
レークサイドゆうすげ	374・9131	98人	18室	大人6,700円から（60歳以上6,100円から）子供5,900円から
かもん荘	374・9515	50人	12室	大人7,000円 子供6,000円
甲子亭別館	374・9033	30人	8室	大人7,000円 子供5,000円
湖畔亭	374・9511	30人	7室	大人8,000円 子供5,600円
四季亭	374・9321	50人	7室	大人7,000円 子供6,000円
つるや	374・9253	20人	5室	大人6,500円 子供5,500円
天狗亭	374・9350	48人	8室	大人6,500円 子供5,000円
ふじや	374・9111	60人	14室	大人7,000円 子供5,800円
旅館高原	374・9107	50人	9室	大人8,000円から子供5,000円から（団体料金もあり）
榛名湖ヘルスセンター	374・9421	50人	10室	大人5,500円 子供5,500円（団体料金もあり）
ロマンス亭	374・9217	30人	5室	大人7,500円 子供6,000円
国民宿舎榛名吾妻荘	374・9106	133人	29室	大人8,500円 子供7,500円
まゆみ亭	374・9400	20人	5室	大人5,000円 子供4,000円
セ・ゾン・ドなはる	374・9611	58人	12室	大人16,500円 子供11,000円

国民年金だより

誕生月には現況届の提出を忘れずに

毎年1回、年金受給者現況届を提出しなければなりません。現況届の用紙（はがき）は、誕生月の初めごろ本人あてに送付されますので、住所・氏名などを記入し、その月の末日までに提出してください。

障害基礎年金受給者で、20歳前からの障害に該当する方を除きます）。

この届けは、年金を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。提出が遅れますと年金の支払いが一時差し止められることがありますので、ご注意ください。

なお、年金を受けられるようになった日から一年を経過していない方には現況届は送付されないので、提出する必要はありません。

また、特別支給の老齢厚生年金を受給していて、基礎年金を繰り上げ請求していない方が65歳になる誕生月には、老齢基礎年金の裁定請求書（はがき）が送付されます。住所・氏名などの記入のほかに、住民票の記載事項証明を受けて、誕生月の末日までに提出してください。

詳しくは市保険年金課国民年金係☎70・7733または武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

環境展参加者・参加団体募集

市では、6月の環境月間行事として6月5日（土）・6日（日）に「第8回東久留米市環境展」を開催します。そこで、同展の展示参加者を募集します。個人・団体どちらでも結構です。この機会に日ごろの研究の成果を発表してみませんか。

申し込みは、3月12日（金）までに電話70・7753または直接環境緑政課（市役所5階）へ。

詳しくは同課環境保全係へ。

交通事故証明書がないと共済見舞金が支払われません。

※共済見舞金は2万円から最高150万円まで（Bコース）と、3万円から最高300万円まで（Aコース）の各10等級に区分されています。また、請求期間は、事故発生の日から2年を過ぎると請求できません。

詳しくは同係へ。

まちの話題

榛名町の子供たちからお米のプレゼント

姉妹都市・榛名町の子供たちが体験学習の中で収穫したお米50kgが、学校給食用にと市へ贈られてきました。教育委員会では行事給食等に活用することとし、11月12日に第四小学校で「ごへいもち」を、12月8日に神宝小学校で「弁当給食」に使用されました。

両校の子供たちから榛名町の子供たちに、"とてもおいしかったので残さずたべました""お米を作るのは大変ですけれど、頑張ってください"など多くの心のこもったお礼の手紙を送りました。

詳しくは学務課☎70・7779へ。

おいしいお米をいただきまぁ～す！

みんなで一緒に　ちょこっとサイズのたしかな安心

交通災害共済「ちょこっと共済」に加入を！

「ちょこっと共済」は、都内39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故に遭った時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。

16年度から市内金融機関でも申し込みが可能になりました

【加入資格】市内に在住し、住民登録・外国人登録のある方

【会費】Aコース＝年額1000円（見舞金は最高300万円まで）▼Bコース＝年額5000円（見舞金は最高150万円まで）

【共済見舞金】自動車・バイク・自転車のほか、電車・船舶・飛行機・身体障害者用の車いすなどの交通機関による事故によって傷害を受けたとき（乗車中でも人や物による事故は除く）や死亡した場合に支給されます。

ただし、自殺・無免許運転・酒気帯び運転・天災や本人の故意や重大な過失による事故については、支払いはできません

【見舞金の請求の仕方】交通事故に遭ったら、会員証・交通事故証明書・治療日の記入してある医師の診断書（指定用紙・印鑑を持参して地域政策課都市交通係（市役所5階）へ請求してください

【加入申し込み方法】会費を添えて、郵便局を除く金融機関、上の原・滝山・ひばりが丘の各出張所および同課都市交通係（内線2721）で受け付けます

16年度の加入受け付けは3月1日（月）から

16年度（4月1日～17年3月31日）の加入受け付けを3月1日（月）から開始します。

詳細は、次号の広報にパンフレットおよび加入申込書を折り込みますのでご覧ください。

子どもの安全を地域で守ろう！

かけこみハウスにご協力を

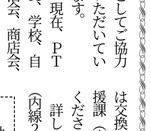

子供たちが身の危険を感じたときに一時的に救いを求めたり、避難したりできる家庭等に「かけこみハウス」として協力いただいています。

現在、PTA、学校、自治会、商店会、地区青少協等の協力により、市内に約250件のかけこみハウスを設置し、目印として玄関等にステッカーを表示しています。ご協力いただいている家庭には心からお礼申し上げます。かけこみハウスの協力家庭等は、現在も引き続き募集中です。なお、破損したステッカーは交換しますので、子育て支援課（市役所2階）へご連絡ください。

詳しくは同課子育て支援係（内線2412）へ。

《お詫びと訂正》

2月1日号5面「東久留米市勤労市民共済会の愛称を募集」中、同共済会メールアドレスに誤りがありました。以下のように訂正し、お詫びします。

kinrokyo@atlas.plala.or.jp

市民伝言板

会員募集

◆華道サークル草月流　毎月第2・第4金曜日の午前10時～午後5時、公民館2階和室。会費月2,000円程度。現代感覚の華道。詳しくは伊藤☎71・6692へ。

◆東久留米読書時間ボランティア　毎月第4金曜日の午後2時～4時、中央公民館で、入会金1,000円、会費月1,500円。初心者歓迎。見学自由。詳しくは高田☎73・7300へ。

◆社交ダンス（ペアのダンス同好会）　毎週月曜日の午後6時～9時、市民プラザホールで、入会金1,000円、会費月2,000円。初心者・基礎中心。詳しくは藤田☎58・2923へ。

◆手あみ　月4回。①月曜日②金曜日いずれも午前9時半～正午、市民生活館で。会費月3,000円。初心者歓迎。作品は自由。詳しくは鎌谷☎75・9088（夜間）へ。

◆くるめ俳句会　毎月第3金曜日の午後1時～4時、成美教育文化会館で。会費月800円。初心者歓迎。詳しくは太田☎23・6954へ。

◆場名時気功太極拳愛の会　毎週金曜日の午前10時から、南部地域センターで。会費月1500円。病後・高齢者・男性歓迎。詳しくは藤田☎58・5923へ。

◆茶道養心会　毎月第1・第2・第3・第4土曜日の午後1時～4時、中央公民館で。会費月1,500円。茶菓あり。詳しくは佐藤☎74・1163へ。

◆小林流　毎週木曜日の午後1時～3時、前沢消防分署機庫（前沢四丁目）で。会費月2,000円。詳しくは田島☎78・1586へ。

◆くるめ美術倶楽部　月4回。水曜日の午後6時半～9時、中央公民館で。入会金2,000円、会費月4,000円。モデルを頼んでデッサンをしています。詳しくは鈴木☎73・9489へ。

◆軟式野球（ドリームズ）　毎週土曜日・日曜日、市内グラウンドで。会費月1,500円。45歳～65歳の男性。詳しくは浜村☎73・2858へ。

◆少年少女野球クラブ（小山ドラゴンズ　笹原平曜日・日曜日、小山小学校校庭で。会費月1,000円。小学生。初心者歓迎。小学校。詳しくは☎090・8300・9368へ。

◆ペン習字（会員募集）　毎月第1・第2・第3・水曜日の午前10時～正午、中央公民館で。入会金1,000円、会費月2,000円。詳しくは金田☎75・7807（午後なら）へ。

◆既婚婦人卓球クラブ　毎週木曜日、東部地域センターで。場料・1,000円（中学生以下無料）。詳しくは高橋☎75・3333へ。

◆ティーパス演奏（東京チャーダンス）　3月7日（日）午後2時半開場、東部地域センターで。詳しくは高橋☎75・3333へ。

◆伊豆・下田の桜と湯ヶ花を訪ねるバスツアー（森のボランティア）　3月14日（日）～15日（月）、ひばりヶ丘駅北口集合。静岡県・碧洲軒泊、雨宮原生林や下田桜学の桜等を巡ります。参加費1万2300円（往復バス代、一泊2食付き）。要申し込み。詳しくは竹崎☎63・5932へ。

◆太極拳教室　毎週木曜日の午後1時～4時、市役所1階会議室。2月28日（土）午後2時～4時、市役所1階会議室。詳しくは高田☎73・7773へ。

◆東久留米スプラッシュ会　2月29日（日）午後2時～4時半、滝山公園第2集会所（滝山八丁目）で。参加費300円。歌集・茶菓あり。詳しくは大谷☎74・6234へ。

◆東久留米スプラッシュ会　2月29日（日）午後2時～4時半、滝山公園第2集会所（滝山八丁目）で。参加費300円。歌集・茶菓あり。詳しくは大谷☎74・6234へ。

◆全国まちおこしの実例（まちおこしの会）　2月22日（日）午後6時から、中央公民館で。資料代300円。詳しくは大谷☎74・6234へ。

◆温泉愛好会　毎週（日曜日の午後4時から）、第三小学校体育館で。月曜日の午後6時から、神宝小学校体育館で。火曜日の午後5時から第九小学校体育館、午後6時から第二小学校体育館で。入会金4,500円、会費月3,000円。3歳以上。中高年・女性歓迎。体力に合わせて基礎から手事に指導します。詳しくは橋☎090・3229・4467へ。

催し

◆混声合唱で愉しい一時を（東久留米市合唱団）　2月28日（土）午後2時～4時、市役所1階会議室。ひろば。同合唱団は、伴奏なしで、ピアノ・ルール戦歌ほか、懐かしい愛唱歌ほか。詳しくは竹内☎73・0948へ。

◆全国まちおこしの実例（まちおこしの会）　2月22日（日）午後6時から、中央公民館で。資料代300円。詳しくは大谷☎74・6234へ。

◆温泉愛好会　毎週（日曜日の午後4時から）、第三小学校体育館で。月曜日の午後6時から、神宝小学校体育館で。火曜日の午後5時から第九小学校体育館、午後6時から第二小学校体育館で。入会金4,500円、会費月3,000円。3歳以上。中高年・女性歓迎。体力に合わせて基礎から手事に指導します。詳しくは橋☎090・3229・4467へ。

◆親子囲碁広場（東久留米市囲碁連盟）　毎月第2・第4土曜日の午前9時～正午、第一小学校会議室で。会費無料。中学生のみも可。詳しくは富村☎75・0479へ。

◆初心者講習会（東久留米スクエアダンスクラブ）　4月7日から4月末まで、毎週水曜日の午後6時半～8時、中央公民館ほかで。費用4000円。初心者歓迎。ウエスタンの音楽に合わせて歩くダンス。小学生・60歳くらい。詳しくは佐藤☎73・1175へ。

◆フラダンス（ピカケ・フラ・サークル）　①月3回　月曜日の午後がスポーツセンター②月4回、土曜日の午前が南部地域センターで。入会金2,000円、月1,000円。初めての方でも基本ステップがあります。無料体験あり。詳しくは黒木☎73・5206へ。

◆空手教室・第2　毎週①日曜日の午後4時から、第三小学校体育館②月曜日の午後6時から、神宝小学校体育館③土曜日の午後5時から第九小学校体育館、午後6時から第二小学校体育館で。入会金4,500円、会費月3,000円。3歳以上。中高年・女性歓迎。詳しくは橋☎090・3229・4467へ。

◆ボクシング（東久留米ボクシングクラブ）　毎月第2・第4土曜日の午前9時～正午、第一小学校会議室で。会費無料。中学生・高校生対象者（小・中学生のみも可）。詳しくは富村☎75・0479へ。

◆初心者講習会（東久留米スクエアダンスクラブ）　4月7日から4月末まで、毎週水曜日の午後6時半～8時、中央公民館ほかで。費用4000円。初心者歓迎。ウエスタンの音楽に合わせて歩くダンス。小学生・60歳くらい。詳しくは佐藤☎73・1175へ。

◆フラダンス（ピカケ・フラ・サークル）　①月3回　月曜日の午後がスポーツセンター②月4回、土曜日の午前が南部地域センターで。入会金2,000円、月1,000円。初めての方でも基本ステップがあります。無料体験あり。詳しくは黒木☎73・5206へ。

◆空手教室・第2　毎週①日曜日の午後4時から、第三小学校体育館②月曜日の午後6時から、神宝小学校体育館③土曜日の午後5時から第九小学校体育館、午後6時から第二小学校体育館で。入会金4,500円、会費月3,000円。3歳以上。中高年・女性歓迎。詳しくは橋☎090・3229・4467へ。

◆ボクシング（東久留米ボクシングクラブ）　毎月第2・第4土曜日の午前9時～正午、第一小学校会議室で。会費無料。中学生・高校生対象者（小・中学生のみも可）。詳しくは富村☎75・0479へ。

16年度市民伝言板の前期分は3月1日(月)から受け付けます

★16年度の前期分（4月15日号～10月1日号）は3月1日(月)から、後期分（10月15日号～翌年4月1日号）は9月1日（水）から受け付けます

★締め切りは、発行日の20日前（閉庁日にあたる場合は次の開庁日）です

★所定の用紙に必要事項を記入して、広報課（市役所2階）で申し込みをしてください

★「会員募集」は毎号18件まで、「催し」は毎号12件まで、先着順に受け付けます。掲載回数は、1団体につき「会員募集」「催し」を合わせて1年度に4回までです

★同一団体の掲載は「会員募集」「催し」の別に関係なく、3号以上間隔をあけてください

★原則として市内で活動する団体で、連絡先の方が市内在住の場合に掲載します。野外活動中心の場合を除き、市外で活動する団体の会員募集はできません

★講師や指導者による生徒募集は掲載できません

★会員募集を主な目的とした催しは「会員募集」として受け付けます。また、無料講習・体験会は会員募集として受け付けます